

新潟県スポーツ公園多目的運動広場大会利用基準

1. 目的

多目的運動広場は県民の健康増進や交流の場として幅広く多目的に利用できる機会を提供する施設である。

本規程は、大規模な2つの施設を有する新潟県スポーツ公園の施設として、大規模大会等を優先しつつ広く多くの県民の方々に利用の機会を提供するため、多目的運動広場を大会等で専用利用をする場合の利用調整を、適切かつ円滑・効果的に進めることを目的とし指定管理者が定めるものである。

2. 大会対象基準 営利・宣伝を目的としないものに限る

- (1) 大規模大会等で利用するデンカビッグスワンスタジアム又はハードオフ エコスタジアム新潟と一体利用（同日開催）する大会等
- (2) その他大会等
 - ア) 全国大会
 - イ) 全国大会につながる大会等
 - ウ) 県外又は国外など広域に渡り交流や普及を目的とした大会等
 - エ) 上位大会へとつながらない完結型の大会（参加チーム数が8以上の大会）、イベント（参加者数が100人以上のもの）等
- (3) その他、鳥屋野潟スポーツ公園事務所長が特に必要と認めるもの

3. 利用の優先順位

2. 大会対象基準で同順の大会等は、新潟県主催、市町村主催、団体・企業等主催の順となります。その他、鳥屋野潟スポーツ公園事務所長の判断によります。

4. 利用の制限

- (1) 同一団体の大会利用は月4日以内とします
- (2) 大会での利用は週3日（日～土曜）、かつ連続4日を限度とします
- (3) 土、日、祝日の大会利用は利用可能日にあたる土、日、祝日、の月の半分までとします
- (4) 土、日、祝日の大会利用は北エリアを原則とします。

5. 禁止事項等

- (1) 権利譲渡の禁止
利用申込み団体以外への使用の権利を「譲渡・転貸」することは認めません。
- (2) 目的外の使用
申込内容に偽りがあった場合は、その権利を無効とします。
- (3) キャンセル
大会利用決定後のキャンセルは認めません。
但し、新型コロナウイルス感染状況により指定管理者と開催について協議すること。

6. その他

- (1) 利用予定の1ヶ月前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出してください。提出されない場合、利用の意思がないとみなし権利を無効とします。
- (2) 別途、資料の提出をお願いする場合があります。